

令和 6 年 9 月 3 日  
法務省民事局総務課

## 公証人手数料令の一部を改正する政令案に関する意見募集

法務省民事局では、公証人手数料令の一部を改正する政令の制定を予定しています。

つきましては、広く国民の皆様からご意見をいただきたく、以下の要領により意見の募集をいたします。いただいたご意見につきましては、本件の最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### <意見募集要領>

#### 1 意見募集対象

公証人手数料令の一部を改正する政令案

#### 2 資料の入手方法

電子政府の総合窓口 e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) において掲載しています。

#### 3 意見の提出方法

##### (1) インターネットによる提出

電子政府の総合窓口 e-Gov の意見提出フォームに従って、氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、ご提出ください。

##### (2) 電子メール

氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、以下の宛先にお送りください。

電子メール：minji215@i.moj.go.jp

※ 件名に「パブリックコメント（公証人手数料令の一部を改正する政令案）」と明記してください。

※ 添付ファイルやURLへの直接リンクはお受けいたしかねますので、ご意見は必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。

(3) 郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件へのご意見（該当箇所の明示をお願いします。）を記入の上、以下の宛先にお送りください。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省民事局総務課公証係

パブリックコメント（公証人手数料令の一部を改正する政令案）

担当 宛

4 意見募集期間

令和6年9月3日（火）～令和6年10月3日（木）（必着）

5 その他

ご意見は、日本語で提出するようお願いいたします。

また、いただいたご意見につきましては、氏名（企業・団体においては、名称）及びご意見の内容を公開する可能性があることをあらかじめご了承ください。

なお、電話での意見提出はお受けしかねます。

6 お問い合わせ先

法務省民事局総務課公証係

パブリックコメント（公証人手数料令の一部を改正する政令案）担当

電話番号：03-3580-4111（内線4472）